

## 災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する協定

愛媛県公営企業管理局（以下「甲」という。）と愛媛県管工事協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、地震、津波等により発生した大規模災害等（以下「災害等」という。）における工業用水道施設の応急復旧業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が運営する工業用水道において、災害等による管路の漏水及び破損等（以下「管路の破損等」という。）が発生した場合の応急復旧業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定める。

### （応急復旧業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する応急復旧業務等は、次のとおりとする。

- （1）管路の破損等に対する応急復旧作業
- （2）その他作業に付随するもの

### （応急復旧業務の実施等）

第3条 甲が災害等による管路の破損等を確認し、応急復旧業務が必要であると判断した場合、乙に対して協力要請を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から協力要請を受けたときは、被災地区の支部に対して通知するものとする。
- 3 被災地区の支部において当該業務が実施できない場合は、乙は、速やかに広域調整を行うものとする。

### （経費の負担）

第4条 応急復旧業務に要した経費については、甲が負担するものとする。

### （体制整備）

第5条 甲及び乙は、応急復旧業務に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検及び改善に努めるものとする。

- 2 この協定の応急復旧業務に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県公営企業管理局発電工水課、乙においては愛媛県管工事協同組合連合会事務局とする。

### （有効期限）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(覚書)

第7条 この協定の実施にあたり、必要に応じて甲の事業所と乙の支部で覚書を交わすことができるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月7日

甲 愛媛県公営企業管理者  
俊野 健治

乙 愛媛県管工事協同組合連合会  
会長 櫻井 健吾

(協定第3条関係)

第 号  
平成 年 月 日

愛媛県管工事協同組合連合会事務局 様

愛媛県公営企業管理局  
発電工水課  
(公 印 省 略)

災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する要請書

「災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請を被災地区の支部長に対して通知願います。

記

- 1 災害の状況及び応急復旧業務の内容
- 2 応急復旧業務の場所
- 3 その他

(協定第3条関係)

平成 年 月 日

愛媛県公営企業管理局  
発電工水課 様

愛媛県管工事協同組合連合会事務局

### 応急復旧業務に関する対応報告

「災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する協定」第3条に基づき、要請のあったことに対して、下記のとおり対応が完了しましたので報告します。

#### 記

##### 1 対応の状況

被災地区の支部長に対して協力業者の選定依頼完了

(被災地区： 支部長)

(協力会社： )

被災地区の支部において対応が困難なため、広域調整を実施します。

(広域調整地区： 支部長)

(協力会社： )

##### 2 その他